

遠 賀 町

国民健康保険財政運営健全化計画

遠賀町

令和元年11月

目 次

1. 計画の背景

- (1) 国民健康保険の構造的問題 1
- (2) 県単位化による状況 1

2. 遠賀町国民健康保険の現状と課題

- (1) 被保険者数の推移 2
- (2) 税収の推移 3
- (3) 1人あたりの税収と医療費 4
- (4) 遠賀町国保の課題 5

3. 基本方針

- (1) 基本的な考え方 9
- (2) 税率改正の計画期間 9
- (3) 税率改正の指針 9
- (4) 取組みの概要 10

4. 赤字解消の目標年度 11

1. 計画の背景

(1) 国民健康保険の構造的問題

国民健康保険(国保)は、国民皆保険制度のもとに医療の確保と健康の維持増進に大きく貢献しています。その状況として国保の被保険者は、高齢者や現役世代と比較して所得水準が低い人の割合も高いため、国保の税収が減少傾向となっています。また、地方税法の改正に伴い、被保険者世帯に占める軽減世帯^{注釈1}の割合も年々増加し、税収の減少傾向の一因にもなっています。さらに、高齢者の増加に伴う保険給付費(給付費)^{注釈2}も増加傾向で、これらの要因により、税収と給付費の収支バランスが不均衡になるという構造的問題を抱えています。

(2) 県単位化による状況

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として、市町村とともに国保の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業確保等、事業運営の中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図ることになりました。福岡県の国保運営方針の中で、令和6年度に赤字を解消・削減することが示されており、収支の改善を図る必要がある市町村では、赤字解消に向けた計画を策定する必要があります。

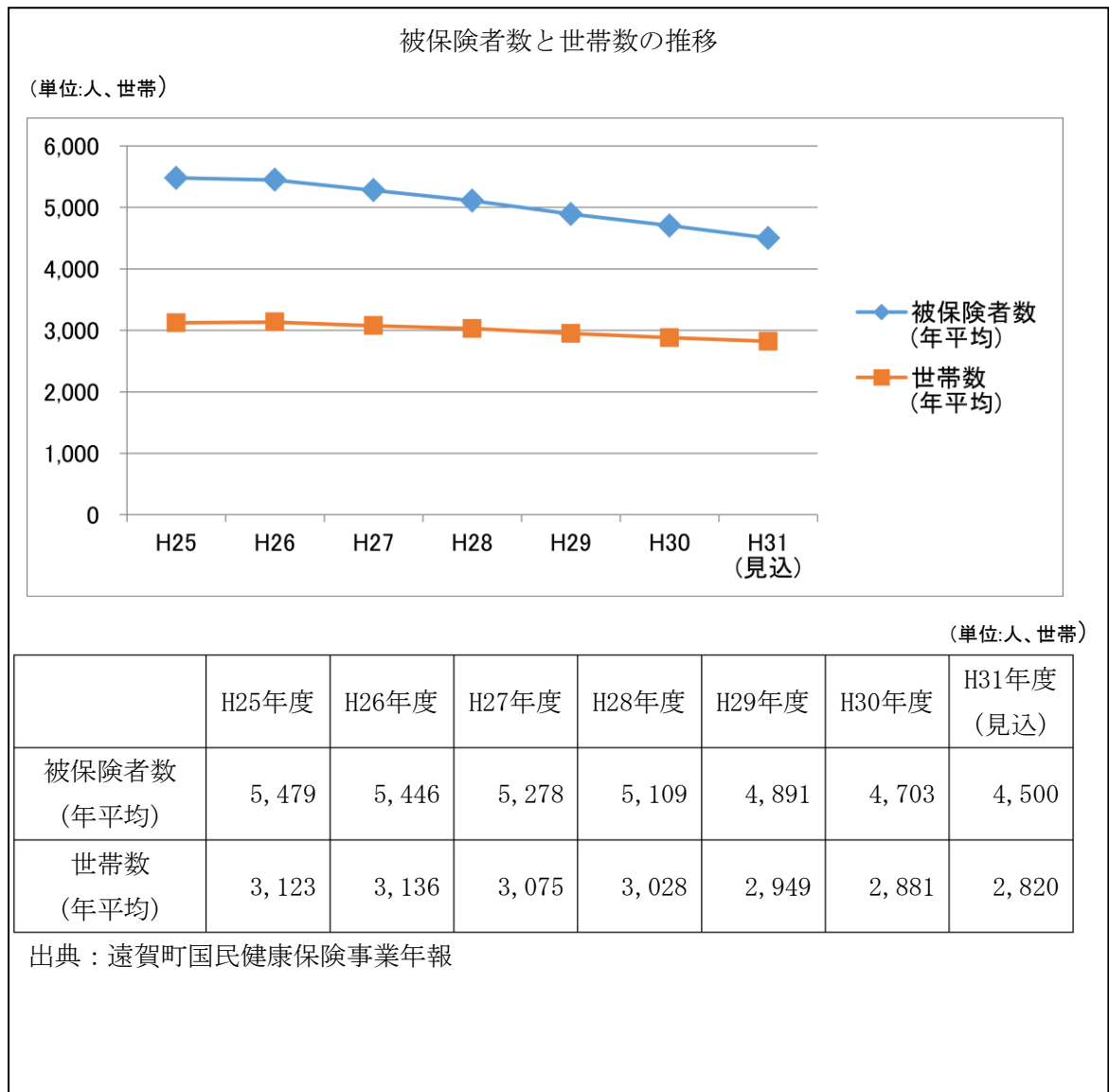
軽減世帯^{注釈1} 国保税負担が過重とならないよう軽減措置を受けている一定所得以下の世帯

保険給付費^{注釈2} 被保険者の医療費のうち保険の負担部分

2. 遠賀町国民健康保険の現状と課題

(1) 被保険者数の推移

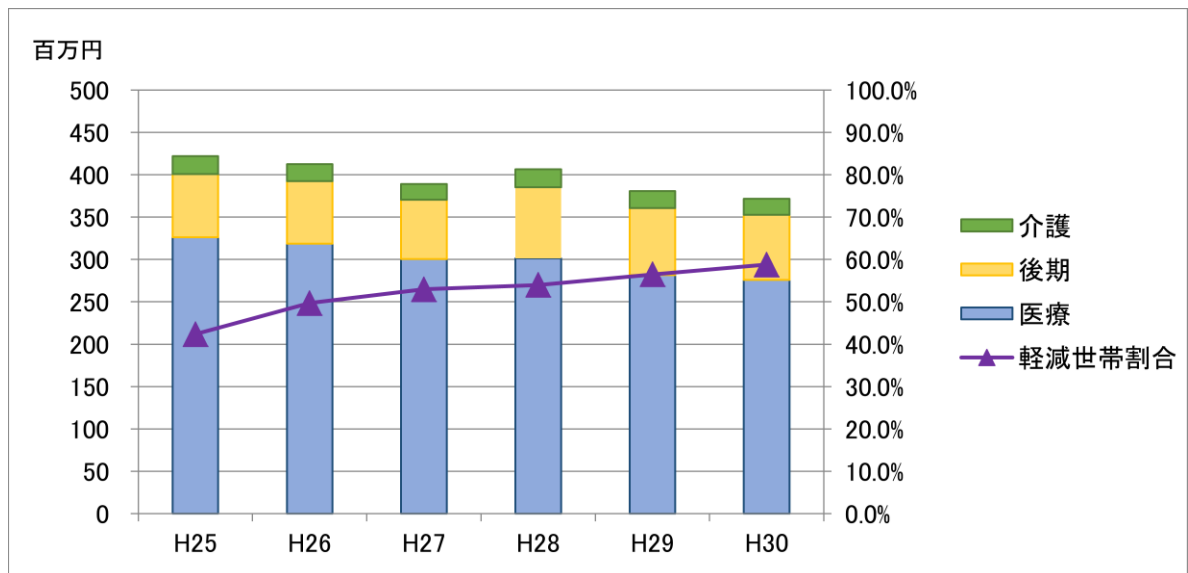
平成20年度から始まった後期高齢者医療保険制度や、平成28年10月から開始された厚生年金保険・健康保険の適用対象者の拡大等により、被保険者数が年々減少しています。



(2) 税収の推移

被保険者世帯における軽減世帯の割合が年々増加し、平成30年度には6割近くを占めています。被保険者数の減や軽減世帯数の増等により、税率改正をした平成28年度を除き、税収は減少し続けています。

税収と軽減世帯割合の推移



(単位:千円)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
医療	326,261	318,767	300,427	301,188	281,534	275,793
後期	74,502	73,494	69,944	84,113	79,219	77,070
介護	21,348	20,161	18,585	21,293	19,915	18,598
税収計	422,110	412,422	388,955	406,595	380,667	371,460

(単位:世帯)

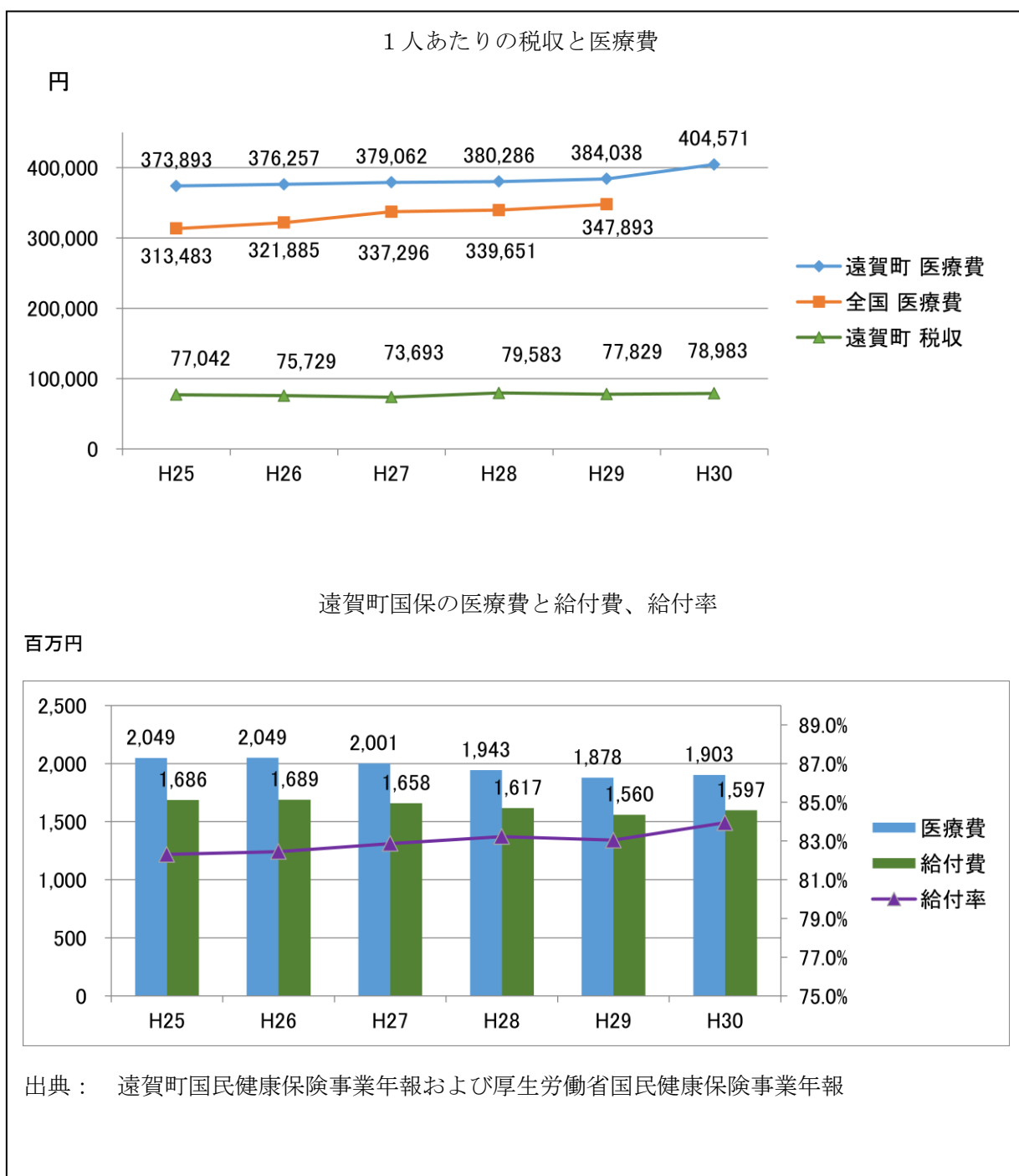
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
軽減世帯数	1,326	1,575	1,651	1,654	1,699	1,717
全世帯数	3,129	3,168	3,118	3,063	3,008	2,921
軽減世帯割合	42.4%	49.7%	53.0%	54.0%	56.5%	58.8%

出典：遠賀町国民健康保険特別会計決算書および保険基盤安定負担金交付申請資料

(3) 1人あたりの税収と医療費

1人あたりの税収と医療費には、大きな差があります。税収は減少傾向であるにもかかわらず、1人あたりの医療費は、全国的に増加傾向にあります。本町では近年おおむね横ばいでしたが、昨年度は大きく増加しています。平成29年度の県内60市町村の中での医療費の順位は39位ですが、全国水準よりも高い状況が続いています。

さらに、医療費のうち国保が負担する費用の割合(給付率)も昨年度は大きく上昇しています。



(4) 遠賀町国保の課題

平成30年度の歳入決算額は23億1,668万円です。この歳入決算額のうち、2億197万円を一般会計から繰り入れています。繰り入れた金額には、法定繰入^{注釈3} 1億5,087万円と、法定外繰入^{注釈4} 5,110万円があります。本来、国保運営事業は国保税等の歳入で賄うべきで、この法定外繰入^{注釈4}5,110万円が実質赤字になります。

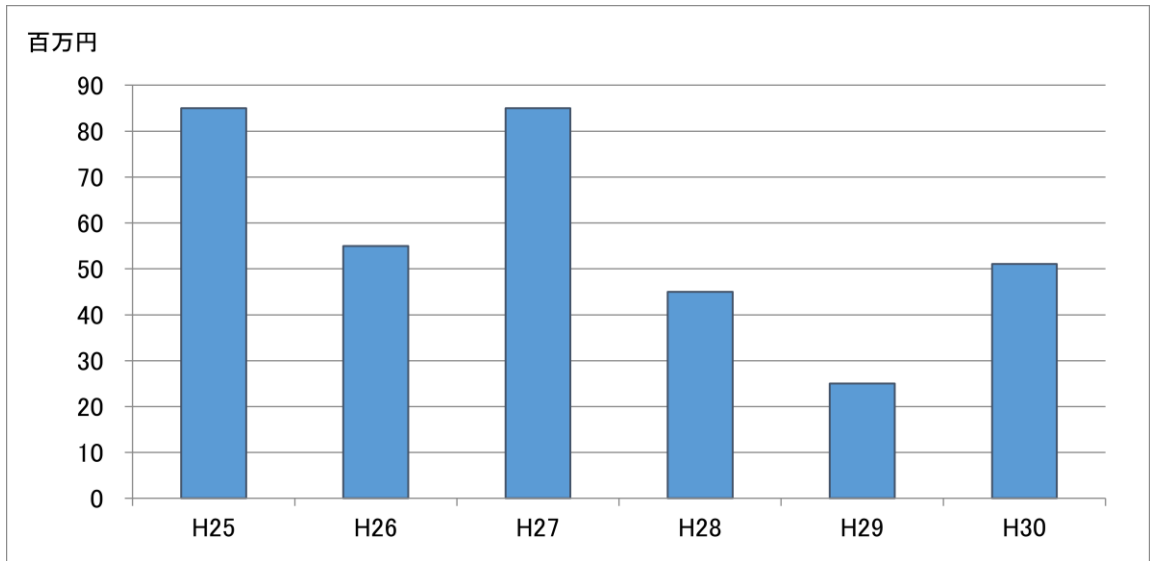
次に、平成31年度の歳入歳出予算額は22億462万9,000円です。この歳入予算額のうち、1億9,002万4,000円を一般会計から繰り入れています。そのうち法定繰入は1億5,313万2,000円、法定外繰入として3,689万2,000円が必要となっています。

また、福岡県は平成30年度から3年間、納付金の伸び率を平成28年度と比較して0%とする激変緩和措置を講じることになっていました。しかし、平成30年度に福岡県の財源が底をつき、令和2年度からの納付金の将来における伸び率が示されました。本町の平成28年度の法定外繰入は4,500万円で、これまでも毎年一定額の繰り入れを行っていました。この4,500万円を含めて今後増加する納付金は、原則、国保税等で賄う必要があります。ただ、増加分をすべて国保税に反映させることは、被保険者の大幅な税負担が発生するという課題があります。

法定繰入^{注釈3} 低所得世帯の保険税軽減額等法令で定められた繰り入れ

法定外繰入^{注釈4} 町独自の判断で行う繰り入れ

法定外繰入額の推移

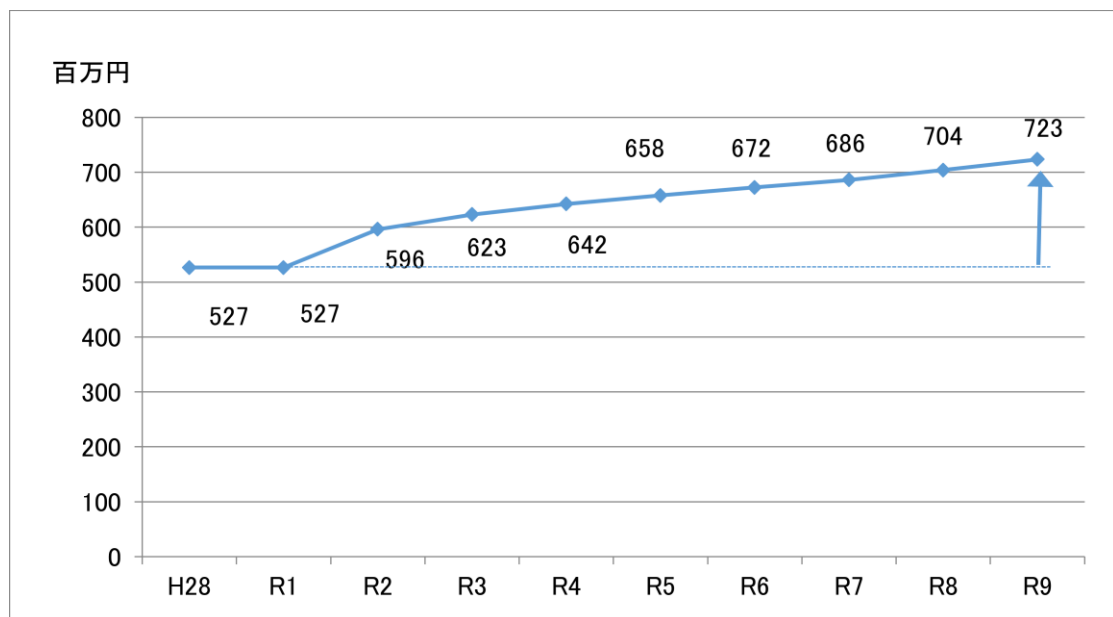


(単位:千円)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
法定外繰入	85,000	55,000	85,000	45,000	25,000	51,100

出典：遠賀町歳入歳出決算書

納付金総額の推移 (推計)



出典：内部資料

国保事業の予算構造

(単位:千円)

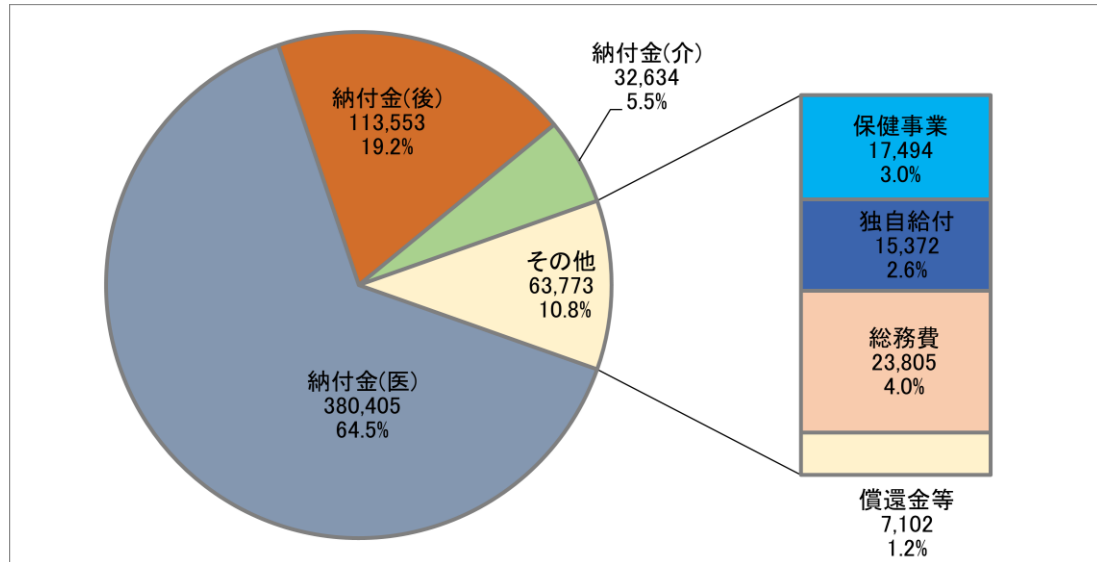
歳入		H31年度当初予算	歳出		H31年度当初予算
国保税	医療分	267,467	国保事業納付金	医療分	380,405
	後期高齢者支援分	74,647		後期高齢者支援分	113,553
	介護分	18,176		介護分	32,634
	計	360,290		計	526,592
県支出金	普通交付金	1,614,264	保険給付費	県負担分	1,614,264
	その他補助	22,561		町独自給付	15,372
	計	1,636,825		計	1,629,636
国庫支出金		0	保健事業費	特定健診	14,618
一般会計繰入	法定繰入	153,132		保健衛生普及費	2,876
	法定外繰入	36,892		計	17,494
計		190,024	総務費		23,805
繰越金		15,001	償還金		2,052
その他		2,489	その他		5,050
合 計		2,204,629	合 計		2,204,629

出典：平成31年度遠賀町国民健康保険事業特別会計予算書

国保事業の予算構造

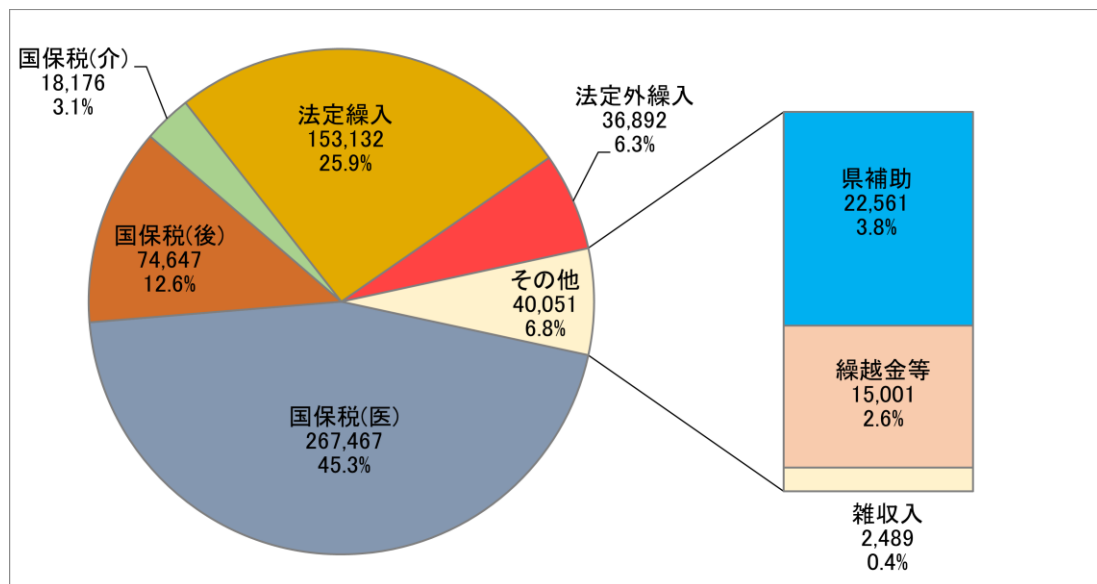
歳出の内訳（県普通交付金の対象となる給付費を除く）

（単位：千円）



歳入の内訳（県普通交付金を除く）

（単位：千円）



出典：平成 31 年度遠賀町国民健康保険事業特別会計予算

3. 基本方針

(1) 基本的な考え方

国保運営事業費の収支均衡を図るため、収納対策の強化等による歳入の確保、医療費適正化による歳出の抑制をはじめ、適正な国保税の設定として、税率改正の指針を示します。一般会計からの法定外繰入を今後、削減していきます。

(2) 税率改正の計画期間

- 第1ステージ 令和2年度～令和3年度
- 第2ステージ 令和4年度～令和5年度
- 第3ステージ 令和6年度～令和7年度
- 第4ステージ 令和8年度～令和9年度

(3) 税率改正の指針

福岡県から示された標準保険料率(保険料率)^{注釈5}を基準に、税率を設定します。税率の設定は、各ステージの最終年度の保険料率を基準として、次のステージの2年間の税率を設定します。ただし、第1ステージに限り、令和2年度納付金の増加を鑑み、平成30年度と令和元年度を比較し、高いほうの保険料率を基準とした税率を設定しました。被保険者の負担軽減を図るため、段階的に税率を上げていきます。まず、第1ステージでは平成30年度の保険料率の97%程度の税率、第2ステージでは令和3年度の保険料率の98%程度の税率、第3ステージでは令和5年度の保険料率の99%程度の税率、第4ステージでは令和7年度の保険料率と同程度の税率とします。ただし、赤字解消を最終目標としているため、税率を設定する保険料率は、当該ステージと前ステージを比較して、高いほうの保険料率とします。

また、同ステージ中の2年間の税率は、据え置くものとします。なお、各年度の保険料率と前年度の保険料率を比較して、大幅に下落している場合、下落した保険料率で税率の調整を行うものとします。

標準保険料率^{注釈5} 赤字補てんを行わない場合の国保税率の参考値。市町村ごとの納付金の額や所得水準で計算されるもの

●前年度の保険料率を基準とする

第1ステージ 平成30年度の保険料率が基準

第2ステージ 令和3年度の保険料率が基準

第3ステージ 令和5年度の保険料率が基準

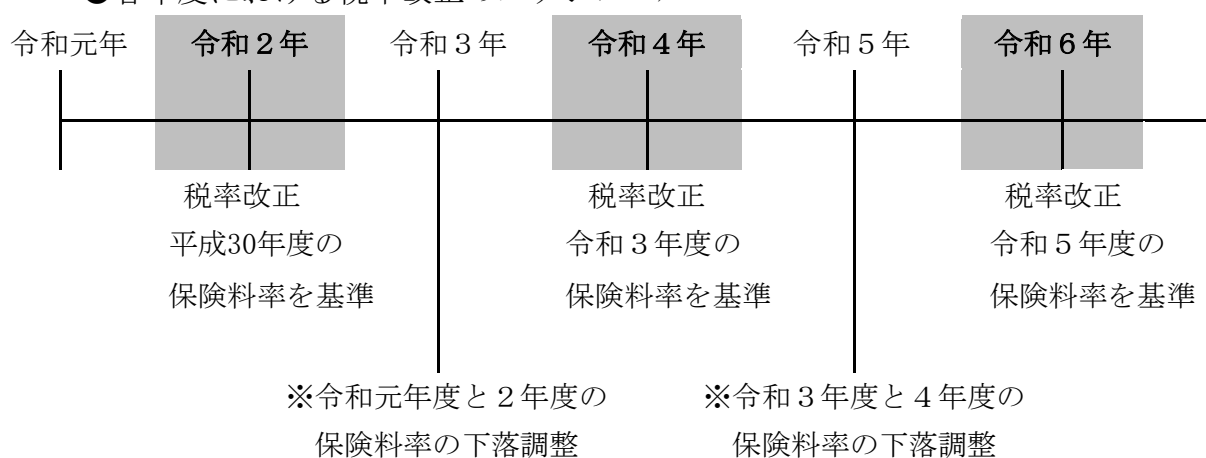
第4ステージ 令和7年度の保険料率が基準

●2年ごとに税率を見直す

●ステージごとに税率が上がるまたは据え置く

●同ステージ期間中は同税率とする

●各年度における税率改正のスケジュール



ただし、社会情勢の変化等に伴い大きく収支バランスが崩れるおそれのある時は、2年ごとの税率改正に依らず税率を改正する場合があります。

(4) 取組みの概要

歳入の確保として、税率改正をはじめ、滞納整理を強化し、収納率の維持・向上、滞納繰越額の縮減を図ります。具体的には、財産調査を徹底的に行い、差し押さえに速やかに移行します。また、電話等による折衝ができない滞納者に対しては、休日訪問を行い折衝の機会の創出に努めます。次に滞納繰越額の縮減については、滞納処分の執行停止や不能欠損処理を適正に行います。

歳出の抑制として、保険者努力支援金のさらなる獲得を目指し、支援金の算出に係る各種の評価指標の改善を図ります。特に、評価指標において高い配点が行われている後発医薬品の使用割合や特定健診受診率の改善について重点的な対策を行います。具体的には、後発医薬品については、差額通知の送付回数を増やし、積極的な使用勧奨を行います。また、町内の

薬局に対しても後発医薬品の普及について働きかけを行い、使用割合80%を目指します。次に、特定健診については、対象者への積極的、効果的な受診勧奨を実施し、受診者数の増加を図ります。平成30年度から国保連合会の新規事業として始まった医療情報収集事業を活用した未受診者に係る健診データの収集を行い、受診率60%を目指します。その他にも、第三者行為による保険給付費の回収、レセプト点検をはじめ、特定保健指導の実施も強化し医療費の適正化に努めます。

4. 赤字解消の目標年度

福岡県の国保運営指針では令和6年度に赤字を解消することが示されていますが、被保険者の急激な負担軽減を鑑み、段階的に税率を保険料率に近づけることとするため、一般会計からの法定外繰入解消の目標年度を令和10年度に設定します。そのため、税率は令和10年度以降、毎年、前年度の保険料率と同程度で設定します。

また、収支バランスや社会情勢の変化等に伴い、必要に応じてこの遠賀町国保財政運営健全化計画を見直すものとします。

- 目標年度 令和10年度